

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく 解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する 制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 90%を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 70%を返還するものとする
- (3) 入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする
- (4) 入社日以後 3 ヶ月より 6 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 30%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する 場合には、この返戻金制度は適用しません。

有料職業紹介事業許可番号 / 2 2 - ユー 300703

合同会社 Support 静岡県沼津市下香貫石原 1317 番